

- 五 共用試験に合格した者に対し、合格証書を交付することとされていること。
- 六 障害、疾病その他の事由により受験上の配慮を要する受験者については、当該事由に応じた適切な配慮を行うこととされていること。
- 七 共用試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができることとされていること。
- 八 共用試験を受験しようとする者が共用試験（省令第二条第一項に規定する共用試験実施機関に納める受験手数料が適切に定められていること）。